

## 教育費貸付金元利収入 不納欠損額の内訳と理由

管理部学事課

No.	債権発生年度	不納欠損額	不納欠損理由
1	H25	10,000	奨学生本人の死亡により、奨学金条例第13条第1項に基づき償還を免除したため。
	H26	60,000	
	H27	60,000	
	合計	130,000	

※令和3年度の不納欠損に該当する者は1名のみ。

## 【参考】奨学金条例（抜粋）

（修学資金の償還の免除及び猶予）

第13条 教育委員会は、修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の償還を免除することができる。

- （1）死亡したとき。
- （2）精神又は身体に障害を受けたことによって労働能力を喪失し、修学資金の償還が困難となったとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に認めたとき。